

生保裁判連 ニュース

八十四号 二〇二五年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五 二四一 二二四四)

2025年裁判連総会は今年も京都で開催！！

全国生活保護裁判連絡会では、いのちのとりで裁判の最高裁勝訴も記念して、『チェンジ アクション 生活保護』と題して、下記の日程で総会を開催します。詳しくは同封の開催要綱をご覧ください。

日時 ※2日間開催

【1日目】 2025年10月25日(土) 13:00~17:00 (予定、終了後懇親会)

【2日目】 2025年10月26日(日) 10:00~12:00 (予定)

会場 【1日目・2日目とも】花園大学返照館200番教室



いのちのとり裁判・最高裁勝訴！

「いのちのとりで裁判全国アクション」事務局として

社会福祉士 田川英信

元世田谷区生活保護担当職員

最高裁で勝つことができたが、いまだに半信半疑のような不思議な思いでいる。ずっと夢を見続けているのではないかとすら思っている。最高裁での勝訴には、原告の頑張り、それを支える全国の弁護団の連携と奮闘があったのはもちろんだが、それを支える裏方の存在があった。全国的な支援組織のことを備忘録的に振り返ってみる。

2012年、野党だった自民党は、生活保護バッシングの嵐が吹き荒れていたことを良いことに、

いや、むしろバッシングを積極的に起こして、生活保護への締め付けを図った。「生活保護基準の1割引き下げ」「医療扶助の適正化」を総選挙の公約に掲げたのだ。そして、政権に復帰した自公政権は第二次安倍政権が、選挙公約に追隨して2013年に引き下げを実行した。

これに対し、1万人の行政不服審査請求運動が呼びかけられ、その後、2014年2月の佐賀地裁への提訴を皮切りに、各地で裁判が始まり、支援組織も活動し始めていた。その支援組織の一部は、老齢加算廃止処分を争った「生存権裁判」を支援していた組織である。

この集会の成功が確信となり、さらに準備を重ねて16年11月7日、220人の当事者・支援者が参加して、「いのちのとりで裁判全国アクション」(以下、全国アクション)を立ち上げることができた。ようやく立ち上げた全国アクションは、事務所もなく、専従スタッフを雇えるだけの財政基盤もない状態での船出であった。ちなみに、この「いのちのとりで」「アクション」という名称は、共同代表となる雨宮処凛さんの発案である。

しかし、老齢加算廃止処分を争う「生存権裁判」を支援してきた全国組織である「生存権裁判」を支援する全国連絡会としては、あくまでも老齢加算問題の支援組織として位置づけられ、新たな生活保護基準の引き下げを争う裁判の全国的な支援組織とはならない、と確認されていた。そもそも、中央団体や各地の支援組織には、新たな全国組織の立ち上げだけでなく、裁判闘争そのものに消極的な傾向があったように思える。というのも、9都府県で12年にわたってたたかわれた「生存権裁判」が、福岡高裁を除いて原告の敗訴続きだったことの挫折感、生活保護基準で裁判をしても原告側が勝つのは困難という諦めのような声があちこちで聞かれたからである。

そこで、全国的な支援組織の結成抜きに、このたたかいに勝つのは難しいと考えた支援者たちが連絡を取り合い、模索を始めた。当初、研究者、弁護士、支援者の有志、団体としては全国生活と健康を守る会連合会(全生連)や「きょうざれ

ん」などが集まり、運動体制についての協議を続けた。そして、各地の支援組織をつなぐためにも全国組織を結成しようとした。

有志が準備を重ねて、2015年10月に生活保護で初めての大きな全国集会、「人間らしく生きたい 守ろう憲法25条 10・28生活保護アクション in日比谷」を開催した。日比谷野外音楽堂に4000人が集まり、生活保護基準という「命の砦」を守り、より良いものしていくことを確認した。

この集いの成功が確信となり、さらに準備を重ねて16年11月7日、220人の当事者・支援者が参加して、「いのちのとりで裁判全国アクション」(以下、全国アクション)を立ち上げることができた。ようやく立ち上げた全国アクションは、事務所もなく、専従スタッフを雇えるだけの財政基盤もない状態での船出であった。ちなみに、この「いのちのとりで」「アクション」という名称は、共同代表となる雨宮処凛さんの発案である。

老齢加算を争う「生存権裁判」は16年11月の兵庫裁判を最後にすべての裁判で敗訴が確定した。それを支援してきた「生存権裁判」を支援する全国連絡会は17年5月に最終総会を開いて解散し、全国アクションへの移行加盟を呼びかけた。しかし、各地の支援組織は、それぞれの地域で奮闘はしているものの、全国アクションへの加盟の動きは鈍かった。

幸か不幸か、コロナ禍でオンライン会議が一般的になったことも、運動を後押しする形になった。わざわざ東京など、一か所に集まらなくても、オンラインで会議ができるようになり、その開催に慣れてきたからである。徐々に全国アクションに参加する地域も増え、運営委員会での議論も活発となっていった。

そこで、裁判の意味を広く市民に知ってもらうことはもちろん、各地の支援組織が全国アクションに結集してもらえ

るよう、まず発信をと考えて全国アクションのホームページを立ち上げた。そして、署名への協力依頼、わかりやすいリーフレットの作成、シンボルとなる宣伝のぼり「生活保護はいのちのとりで 土台沈めばみんなが沈む」「下げるな！上げる！生活保護基準」の作成とともに、ダウンロードできるプラカードを公開するなど、運動を支える活動を続けた。

孤立している原告を励ますことと、全国でたたかっているという実感を共通のものとするために原告交流合宿を開催し、カンパをかき集めて原告等の参加費・交通費などの支援もした。残念ながらコロナ禍により2回だけの開催にはなったが、原告交流合宿により生まれた一体感・連帯意識は、その後の運動の大きな推進力となったと思う。つまり、各地での、地元の裁判しか見えていなかった原告・支援者が、全国でたたかっているという実感を持てるようになり、連携が進んだのである。

そこで、裁判の意味を広く市民に知ってもらうことはもちろん、各地の支援組織が全国アクションに結集してもらえ

るよう、まず発信をと考えて全国アクションのホームページを立ち上げた。そして、署名への協力依頼、わかりやすいリーフレットの作成、シンボルとなる宣伝のぼり「生活保護はいのちのとりで 土台沈めばみんなが沈む」「下げるな！上げる！生活保護基準」の作成とともに、ダウンロードできるプラカードを公開するなど、運動を支える活動を続けた。

孤立している原告を励ますことと、全国でたたかっているという実感を共通のものとするために原告交流合宿を開催し、カンパをかき集めて原告等の参加費・交通費などの支援もした。残念ながらコロナ禍により2回だけの開催にはなったが、原告交流合宿により生まれた一体感・連帯意識は、その後の運動の大きな推進力となったと思う。つまり、各地での、地元の裁判しか見えていなかった原告・支援者が、全国でたたかっているという実感を持てるようになり、連携が進んだのである。

だった。さらに、最高裁でのたたかいたの直前に、全生連の齊藤豊さんも加わっていただき、全生連とのパイプを強化することができた。

最初はなかなか勝てなかった裁判も、潮目が変わって勝利判決が続き、そのたびに全国アクションとして厚生労働省に早期の解決を求めてきた。

全国弁護士会の会議には私も傍聴参加し、弁護団のメーリングリストでの論議（それこそ、深夜・早朝も含む熱い議論）にも接してきた。正義感だけで、手弁当で奮闘する弁護士が全国に300人以上もおられた。その熱心な論議に胸が熱くなり、時には涙しながら弁護団でやり取りされるメールを読んできた。

司法崩壊と言われている現実からすると、国や自治体相手の行政訴訟で、実際に最高裁で原告側が勝つというのはハードルが高い。とりわけ、生活保護基準は国の制度だけで47もの施策の基準となっている根幹的な基準である。私自身は、どうせ最高裁は政府に付度する判決を出すのだろう…と、敗訴も覚悟していた。

ただ、もし負けても、心ある全国の弁護士、支援者の皆さん、そして何より、この裁判に立ち上がった多くの原告の皆さんと知り合えたことは自分の財産だと思つて、判決日を迎えた。

結果は、まさに「司法は生きていた」。慰謝料請求こそ認めなかったものの、保護基準引き下げは違法だとする原告勝訴判決だった。慰謝料を認めなかった点でベストとは言えないが、保護基準の問題で厚労大臣が違法な処分をしたと最高裁が断罪したことは画期的であり、社会保障における歴史的な判決となる。

これで、いのちのとりで裁判全国アクション結成までの準備も含め、10数年にわたり全国アクションの活動を縁の下で支えてきたことが報われた。

自分が関わって、厚生労働省の違法・不適切な姿勢を改めさせた（今回は、被害回復等の詳細を詰めている段階だが）のは、2008年に生活保護の医療移送費（通院交通費）の原則不支給を撤回させたことに続いて2度目になる。自分が活動し、発信し続けてきたことが形になるのは嬉しいものだ。この世に生まれてきた甲斐があったと自分では思っている。

最後まで、全国アクションは事務所がなく、専従スタッフもなく、財政基盤が弱いままの弱小組織だった。その蟻のような存在が、巨象に勝った。これは奇跡としか思えない。あらためて、メディアを含め、支援をしてくださった皆様に感謝したい。

最高裁判決から一ヶ月（原稿執筆時）。厚生労働省は謝罪も拒み、どのような補償をするのかも明らかにしていない。早急に被害を完全回復することを求め、厚生労働省とのへの要請、交渉は続いている。

判決を受けて、残念ながらSNSでは生活保護をバッシングする書き込みが続いた。「裁判する元気があんなら働け」「俺たちが納めた税金が、さらに生活保護受給者に使われるのはやり切れない」「働けるのに働かない人がいるから納得いかな」「衣食住を現物支給にすべき」等々、この無理解、偏見とのたたかいは、これからも続く。



令和7年6月27日生活保護基準引下げ処分取消等請求事件（新・生存権裁判）最高裁判決報告

弁護士 森田 基彦

はじめに

ご存知の通り、2025年（令和7年）6月27日、最高裁判所第三小法廷は、大阪府内及び愛知県内の生活保護利用者らが、2013年（平成25年）8月から3回に分けて実施された生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）に係る生活保護費減額処分の取消し等を求めた各訴訟の上告審において、いずれについても厚生労働大臣による本引下げの違法性を認め、生活保護費の減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

本引下げは、生活扶助基準額と低所得世帯の消費実態との乖離を調整することを名目とした「ゆがみ調整」を行いかつその増減幅を合理的根拠なく2分の1を減じた処理したこと、及び2008年（平成20年）から2011年（平成23年）までの「物価下落」を名目として改定前の基準生活費を一律に4.7%減じた「デフレ調整」の二点を理由

として、生活保護利用世帯の生活扶助基準額を平均6.5%、最大10%引き下げたものであった。

生保裁判連は、処分当時より、全国における審査請求および取消訴訟について理論、運動、訴訟活動のあらゆる面において支援を行ってきたが、10余年を経て大きな成果を獲得できた。また、本件訴訟は、老齢加算廃止を内容とする保護変更決定処分の取消しを求めた生存権裁判（最判平成24年2月28日等）における判断枠組みを引用し、勝訴を獲得したものである。以上の経緯を踏まえれば、生活保護に関わる原告、弁護士、支援者らが20年以上の苦闘を経て、ついに違法な生活保護「基準」に対抗することが確立した勝訴判決であるとも評価できる。

本事案は、その内容、判決の効力等において論ずべき点が広範なため、今後多数の論考が公刊されると考えるが、精緻な分析はそれらに譲るとして、本稿では判決の概要を報告する。なお、最高裁判所の判例検索システムにより判決全文文が公開されているため参照されたい。

2 経緯

大阪事件は、大阪地裁において、令和3年2月22日全国に先駆けて勝訴判決を得たものの、令和5年4月14日大阪高裁が不当判決（原告敗訴）を言い渡したため、原告が上告したものである。他方、愛知事件は、名古屋地裁において令和2年6月25日の不当判決を経て、令和6年11月30日名古屋高裁において逆転勝訴判決を得たものである（国賠も認容）。以上の対極的な2つの事件が最高裁第三小法廷に係属した。裁判長は行政法の泰斗である宇賀克也氏が務

3 判示内容

判示内容は、大阪事件、愛知事件と共通するが最高裁は大阪事件判決に紙幅を割いているため、大阪事件判決を参照する。

多数意見は、最判平成24年2月28日の判断枠組みを採用し、「ゆがみ調整+2分の1処理」は基準部会等の審議検討を経なくとも、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったということはできないと判断したが、「デフレ調整」については、「物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法」と判断し、請求を認容した。国賠については厚生労働大臣の注意義務違反なしとして請求を排斥した。なお、林道晴裁判官の補足意見、宇賀克也裁判官の反対意見がある。

「生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきた」（という）「経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の上記の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について

審査されるべきものと解される」(判断枠組み)

「平成25年検証の結果に統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるというべき事情は見当たらない」とした上で、2分の1処理について、「児童のいる世帯への影響に配慮する必要がある」として、合理性があると判断。(ゆがみ調整)

「デフレ調整における改定率の設定については、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものといふべきである。」「以上によれば、本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法といふべきである。」(デフレ調整)

「ゆがみ調整+2分の1処理分」に関する判示内容については、減額幅の圧縮(利用者利益)についてはともかく、増額幅の圧縮という利用者に不利益な処理がなされているにもかかわらず、これを合理性があるとした認定は不当である。この点は、宇賀反対意見も異論を述べている。

他方、デフレ調整分については「物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠く」(故に裁量逸脱、違法)と判断した。結論的には原告の主張を容れたものであるが、ウエイトや年度の取り方、計算方

法の問題に着目して生活扶助相当CPI

I(本件で問題となった物価変動率の指標)の合理性を否定した下級審の判決文と比較すれば、これらに言及することなく、「物価」を参照したことのみをもって違法と判断した本判決は異質である。下級審判決との相違の理由については、下級審と最高裁の判決(多数意見)を導くプロセスの違いに由来するのではないかと思考するが、報告者の分析能力を超えるため、今後公刊される論考に委ねる。なお、この点についても宇賀反対意見は生活扶助相当CPIの各論に踏み込んで不合理性を指摘しているため参照されたい。

4 最後に

金銭給付を求める国家賠償請求事件と異なり、行政処分取消訴訟の認容判決は、直接的には行政処分取消という効果が生じ、そこから論理必然的に判決理由に沿った新たな行政処分が行われることが想定されている。しかしながら、新たな「処分」がどのような基準によるか、10年を超えて遡る行政処分を行うことができるのか、判決の効力が及ぶのは原告に限られるのか、それとも当時の生活保護利用者全てに及ぶのかなど、一義的に結論が出ない問題が山積している。これは本件の取消しの対象が、形式的には個々の「処分」であるが、実質的には全ての生活保護利用者にかかわる「告示」であること、生活保護基準の改定方法が一義的でないことに起因する。

上記最高裁判決をうけて、本年8月13日に東京大学の岩村正彦名誉教授ら9人の有識者による専門委員会が開催されたが、「専門委員会」の名のもとに、不当な「処分」がなされることは許されな

い。

「いのちのとりで裁判全国アクション」
「生活保護引き下げにNO!全国争訟ネット(全国弁護士)」は、最高裁判決をうけて、減額された保護費全額の遡及支給による速やかな被害回復、全面解決のための基本合意書の締結を総理大臣、厚生労働大臣に求めている。全ての原告、生活保護利用者の救済が真のゴールであり、引き続き本事を巡る法廷内外の活動に注目されたい。
以上